

## 補装具費支給制度

### ◇制度の概要

日常生活を容易にすることを目的とした、補装具の購入・修理・借受けにかかる費用の一部を支給します。

### ◇支給対象者

身体障害者手帳を所持している方が対象となります。難病患者も対象となる場合があります。

ただし、介護保険制度に該当する方は介護保険制度が優先となります。また、各法制度（労災、国保、共済年金法等）の規定に基づき補装具の給付を受けることができる方は、身体障害者手帳を所持していても、そちらの制度が優先となります。

なお、所得に応じて負担上限月額があるほか、本人または配偶者（児童の場合は世帯員全員）のうち市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。

### ◇支給対象となる補装具

- ・義肢 ・装具 ・座位保持装置 ・盲人安全つえ ・義眼 ・眼鏡 ・補聴器 ・車椅子
- ・電動車椅子 ・歩行器 ・歩行補助つえ ・重度障害者用意思伝達装置

児童（18歳未満）の場合は、上記に加え、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具も支給対象となります。

### ◇申請の流れ

①購入・修理・借受け前に、市障がい福祉課でこれから購入・修理・借受けしようとする補装具についての相談をします。相談の結果、医師の意見書が必要になる場合は意見書用紙を交付します（補装具の種類等により、県の福祉総合相談センターの判定が必要な場合があります）。



②下記の書類を準備し、市障がい福祉課に提出します。

- ・補装具費支給申請書（市障がい福祉課の窓口にあります。）
- ・課税・所得調査同意書（市障がい福祉課の窓口にあります。）
- ・補装具費支給意見書（医師に記入してもらうものです。）
- ・補装具の見積書（補装具業者から受け取ってください。）
- ・身体障害者手帳
- ・個人番号がわかるもの



③補装具費の支給決定後、申請者に決定通知と助成券を送付します。補装具業者に助成券を提示して購入・修理の契約をしてください。



④補装具が完成したら、自分の身体に合うかよく確認してください。必要があれば調整してもらってください。引き渡しを受けたら、自己負担額を業者に支払ってください（公費負担分は代理受領により市から業者へ支払われます）。

#### ◇利用者負担

利用者の世帯状況	自己負担
生活保護世帯または市町村民税非課税世帯	なし
上記以外の世帯	費用の1割

- ・月額の上限は 37,200 円
- ・基準額を超える費用については自己負担となります。

#### ◇その他

- ・購入、修理、借受けを実際に行う前の事前申請が必要です。
- ・原則として1種目につき1個となります。